

令和7年2月1日



規 約



全日本少年硬式野球連盟 Young League 加盟

京都ピュールヤング

規約施行日・改正

京都ピュールヤングは京都府の中学生を対象とした少年硬式野球クラブです

京都ピュールヤング

■規約施行日

本規約は平成27年4月1日より施行する。 京都ピュールヤング 代表 鋒山昌修

■改正

平成30年	4月	・ピュールベースボールクラブより京都ピュールヤングに改名
令和元年	12月	・村上光男代表より中村信治代表に変更
令和元年	12月	・所在地の変更、 ・第八条 第3項の追加 ・第九条、第十条、第十一条の追加
令和3年	3月	・テクニカルディレクター 品川昌彦氏削除
令和4年	3月	・コーチ 藤田直人氏追加
令和4年	7月	・コーチ 寺谷彰芳氏削除 ・第六条 保護者活動項目の第3項・第4項・第5項の追加
令和5年	3月	・第六条 保護者活動項目の第6項の追加
令和6年	3月	・第十三条 頭髪の変更 ・基本理念の挨拶削除 ・指導方針の変更 ・第三条【基本理念・指導方針】から指導方針の変更 ・第五条【役員・スタッフ他】から中村信治及び村上光男氏削除 ・第八条【遠征費】から徴収金の変更
令和7年	2月	・中村信治代表より鋒山昌修代表に変更 ・第八条【遠征費】から徴収金の変更

基本理念・指導方針について

京都ピュールヤングは京都府の中学生を対象とした少年硬式野球クラブです

京都ピュールヤング

■基本理念

【基本理念】
野球を通じて、自立心を養い、純粋な心を育てる

■指導方針

【3つの育成】
純粋な心を育て人間力を高める
長く野球を続けられる基盤作り
コミュニケーション能力の向上

京都ピュールヤングの指導方針について、『3つの育成』をテーマとして掲げています。

① 『純粋な心を育て人間力を高める』

中学生の3年間は、様々な事を吸収できる期間であり、野球を通じて純粋な心を育てることを基本とし、学業・私生活を含め『規律・挨拶』など、野球の技術面以外でも大きく成長できる3年間にします。

② 『長く野球を続けられる基盤作り』

卒部後、高校・大学・社会人・プロといったステージで一年でも長くプレーを続けてもらうために技術面はもちろんの事、『身体面や体力面・トレーニング・コンディショニング』を含めたあらゆる面での知識量を増やした活動に寄与します。

③ 『コミュニケーション能力の向上』

現代の子供達に不足していると思われる一つに「コミュニケーション能力」があります。話す・聴く・理解することの要素が足りておらず意思疎通に時間が掛かります。当チームでは、一方通行の押し付け指導は行わず、選手が自ら考え発言し、会話ができる環境を作り、『伝える力・聴く力・読み解く力』を養います。

いずれの3点とも、指導者は子供たちと会話を持ち、一方的な考えを植え付けることを無くしていきたいと考えています。

※率先垂範(そっせんすいはん):人の先頭に立って物事を行い、模範を示すこと。

活動方針について

京都ピュールヤングは京都府の中学生を対象とした少年硬式野球クラブです

京都ピュールヤング

■活動方針

第一条【名称】

この団体を『京都ピュールヤング』と称する。

本クラブは『特定非営利活動法人 全日本少年硬式野球連盟』に所属し、活動する中学生の硬式野球チームである。

”ピュール”とは、フランス語で『純粋』という意味にあたります。

名前の由来は、創部目的でもある野球の指導を通じて社会貢献を行うために、我々の社会人野球の経験を活かし、青少年の育成に携わることで、一つのことに関心を傾け、常に一生懸命に取り組む姿を理想とし、そんな若者を指導・育成するべくして名付けたチームです。

第二条【所在地】

このクラブを下記の所在地に置く。

《事務局》 〒617-0002 京都府向日市寺戸町東田中瀬15-31

第三条【基本理念・指導方針】

基本理念 : 野球を通じて、自立心を養い、純粋な心を育てるための育成活動

指導方針 : 3つの育成 ①純粋な心を育て人間力を高める

②長く野球を続けられる基盤作り

③コミュニケーション能力の向上

第四条【設立】

本クラブの設立は、平成21年(2009年)4月1日とする。

第五条【役員・スタッフ他】

●役員・スタッフ

代表 兼 マネージャー	鋒 山 昌 修
副 代 表	床 尾 尚 男
副 代 表	鎌 田 文 人
監 督	横 山 恵 一 郎
ヘッドコーチ	糸 智 至
コ ー チ	高 野 嘉 文
コ ー チ	池 田 雅 人
コ ー チ	藤 田 直 人
顧 問	佐 々 木 芳 久

●保護者会

会計及び各学年担当については、各年度時に選出

活動方針について

京都ピュールヤングは京都府の中学生を対象とした少年硬式野球クラブです

京都ピュールヤング

第六条【活動】

●指導者

- 第1項：レギュラー(3年生以下)・ジュニア(2年生以下)・スーパージュニア(1年生)のクラス分けがあるものの、レギュラーにおいては、チーム代表選手と位置付けし、2年生又は1年生であっても、監督・コーチ陣がその実力を認められればレギュラーチームにベンチ入りができる。
- 第2項：監督以下コーチ・スタッフ陣は、ミーティングにより意思疎通を図り、情報共有のもと、選手に迷いが生じないよう共通項をもって指導することを心掛ける。
- 第3項：選手が怠慢・怠惰を繰り返し、チームに悪影響を及ぼすと判断した場合は、その選手を退去させることができる。
- 第4項：グラウンド施設等で不具合や危険と思われる箇所を発見した場合は、速やかに改善協力を保護者に依頼することができる。

●保護者

- 第1項：上記4項の依頼があった場合について、速やかに協力する。
- 第2項：練習内容や選手起用等のチーム運営・編成について、監督に一任する。
- 第3項：野球の技術的な指導方法について、監督はじめコーチに一任する。
練習中及び試合中に際し、選手への声かけは禁止とし、選手の自立心を養う為にも、話しかけることは極力行わないでください。
- 第4項：グラウンド内への立ち入りは、指導面及び安全面の観点から禁止とする。
選手ベンチ内に入ることも不可とし、見学等はネット裏他でお願いします。
- 第5項：グラウンド環境整備等のサポートなど、適宜協力をお願いする場合があります。
- 第6項：京都ピュールヤングの名誉を著しく傷つける行為があったと認められる時、また、本クラブの基本理念・指導方針に反する行為があった時は、代表者が役員会に諮り、除名退部処置を取ることができる。

第七条【財務】

チーム運営に伴う必要な諸経費について、会計が管理を行い、毎月定期的に代表・監督の閲覧を受けるものとする。
また、経費としてクラブ費から捻出する場合は、代表・監督に必ず許可を得る事とする。

第八条【遠征費】

- 第1項：遠征費について、選手がマイクロバス・観光バスを使用した場合
マイクロバス：日帰遠征 2,500円、宿泊遠征(例:2日間) 5,000円を徴収。
但し、**兄弟同時による遠征**の場合については、
一家庭日帰遠征 3,500円、宿泊遠征 7,000円を徴収。
観光バス：その都度、算出し徴収する。

●遠征費用の精算

京都府外での公式戦のみ、交通費(高速代など)の実費相当額と移動距離換算(1Kmにつき10円)を支給する。
(チームスタッフについては、公式戦・オープン戦を問わず支給)
支給対象者は、チームと行動を共にする場合(帯同者)のみ
(現地合流などの場合は対象外)

- 第2項：宿泊費について、その都度徴収する。
- 第3項：昼食費について、参加メンバーについては、クラブ費から捻出する。
但し、公式戦時のみとする。

活動方針について

京都ピュールヤングは京都府の中学生を対象とした少年硬式野球クラブです

京都ピュールヤング

第九条【合宿】

基本は、7月の三連休に設定する。但し、年度のより時期の変更はあるものとする。

第十条【配車・乗り合い】

基本、保護者会長の指示に従うこととする。

(事故・経費・先方の諸事情他、全体の運営を考慮した上での指示であることを理解)

第1項：本クラブ入部時に、練習及び各大会等における選手の送迎の際、事故に対する責任を本クラブ及び当事者(運転者)に対し、一切の責任追及・請求しない旨の『念書』を提出しなければならない。

第十一条【傷害保険の加入】

第1項：選手は入部と同時に、必ず傷害保険に加入しなければならない。

連盟と本クラブとの間で契約している「全日本少年野球連盟 傷害保険」及び「スポーツ安全保険」に加入することとなる。

第2項：活動中の傷害事故に対し、発生当時の応急手当は本クラブで行うが、その後の処置については、各家庭で行うものとする。

また、「スポーツ安全保険」適用外の賠償は行わないものとする。

第十二条【苦情】

活動上の問題、保護者間のトラブル他、内容のいずれを問わず、チーム代表に報告を行い、その後、チームスタッフと協議の上、解決を図る。

※保護者間個々にて、協議・解決を図るのは、内容のいずれを問わず原則禁止とする。

第十三条【頭髪】

スポーツ刈り(前髪の長さは5cm未満、襟足は刈上げ)までを承認する。

第十四条【卒部生の後援活動】

卒部生が、『全国高校野球選手権』や『選抜高校野球大会』などに出場された場合、保護者会として積極的に支援を行なうよう努める。

第十五条【学校生活】

学業を疎かにせず、真面目に取り組み、京都ピュールヤングの理念に基づいた模範的行動を心掛ける。

第十六条【仲間】

広範囲の地域から集まったチームであるため、一人ひとりがお互いを理解しあい、強い仲間意識を持ち、この出会いを素晴らしいものにするため、切磋琢磨し友情を育む。個人的なことで、インターネットやSNSを使って誹謗中傷するようなことやイジメなどは決してあってはならない。

チーム活動中、学校生活、私生活において、上記に該当すると思われる行動・言動他があったと判断した場合には除名処分の対象とする。

第十七条【改正】

この規約は、時世の流れの変化に伴い、役員・スタッフの協議の上、同意をもって改正することができる。